

令和3年度 第4回猪名川町農会長会次第

日 時：令和4年1月21日（金）

午後6時30分～

場 所：猪名川町立中央公民館視聴覚ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 猪名川町農業環境課関係

- ①令和4年産米生産目安について・・・・・・・・・・ P 1
- ②経営所得安定対策について・・・・・・・・・・ P 9
- ③令和4年度農会長連絡票について・・・・・・・・ P 16
- ④農会各種手当の支払いについて・・・・・・・・ P 18
- ⑤ほ場整備事業について・・・・・・・・・・ P 19
- ⑥農業用施設改修事業補助金について・・・・・・ P 22
- ⑦農業委員等改選にかかる選定委員会結果について・・・・ P 23
- ⑧有害鳥獣対策について・・・・・・・・・・ P 24

(2) 兵庫六甲農業協同組合関係・・・・・・・・・・ 別冊

(3) 兵庫県農業共済組合関係・・・・・・・・・・ 別冊

4. 閉 会

(公 印 省 略)
3兵農活協(水)第25号
令和3年12月14日

猪名川町地域農業再生協議会長 様

兵庫県農業活性化協議会
会長 澤本 辰夫

令和4年産米の市町別の生産目安の提供及びその活用のお願について

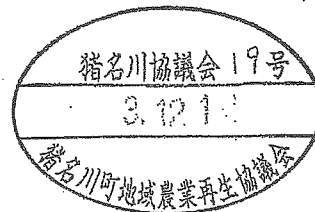
平素は、本県農業の活性化につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年産の市町別の生産目安につきましては、国から提示された需給見通し、県産米の需給動向、各地域協議会に対して実施した作付けに関する意向調査の結果、農地の利用状況及び他作物の作付状況を総合的に勘案した上で、下記のとおり算定しましたので、情報提供いたします。

この情報の貴地域における活用方法については、地域の実情を踏まえ、下記数値を加減等調整して集落単位で提供するかなどを御判断いただき、貴地域での需要に応じた主食用米生産につなげていただくよう、よろしく申し上げます。

記

- 1 令和4年産主食用米の生産目安：847 t (面積換算値：173 h a)
- 2 1の算定に当たり用いた単収：490 k g / 10 a



令和4年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

猪名川町地域農業再生協議会

予定数量	841 t
予定面積	172.0 ha
基準単収	489 kg/10a

生産目安	847 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	490 kg/10a

集落番号	集落名	水田面積 (a)	令和4年産米の需要量の関する情報						<参考>令和3年産米の作付状況						
			作付予定面積						そば		水稲			そば	
			水稲		3年産との比較	新規需要米 (a)	加工米 (a)	予定数量		3年産との比較 (a)	作付目標面積 ① (a)	主食作付面積 ② (a)	その他水稲	作付率 ②/①	作付面積 (a)
			主食用米 (a)	3年産との比較				玄米kg	(30kg/袋)						
1	原	1,301.8	616.4	13.0	0.0	0.0	30,142	1,005	89.2	0.0	577.6	603.4	104.5	89.2	
2	内馬場	707.9	242.3	0.0	0.0	0.0	11,848	395	40.7	6.0	256.1	242.3	94.6	34.7	
3	民田	784.1	426.2	0.0	0.0	0.0	20,841	695	0.0	0.0	438.3	426.2	97.2	0.0	
4	上阿古谷	2,314.9	1,493.6	80.4	0.0	0.0	73,037	2,435	31.6	▲ 8.8	1,479.4	1,413.2	95.5	40.4	
5	下阿古谷	1,173.0	721.1	▲ 28.2	0.0	0.0	35,262	1,175	45.9	0.0	746.0	749.3	100.4	45.9	
6	北田原	1,302.3	551.2	▲ 16.6	0.0	0.0	26,954	898	0.0	0.0	616.4	567.8	92.1	0.0	
7	南田原	1,289.5	525.1	▲ 10.0	0.0	0.0	25,677	856	33.3	33.3	597.5	535.1	89.6	0.0	
8	北野	267.4	180.8	7.4	0.0	0.0	8,841	295	0.0	0.0	180.8	173.4	95.9	0.0	
9	紫合	2,166.4	1,071.6	27.8	9.5	0.0	52,401	1,747	70.0	▲ 10.0	1,030.5	1,043.8	101.3	80.0	
10	柏梨田	497.9	170.1	0.0	0.0	0.0	8,318	277	0.0	0.0	181.4	170.1	93.8	0.0	
11	上野	884.9	344.8	0.0	0.0	0.0	16,861	562	86.0	0.0	358.2	344.8	96.3	86.0	
12	広根	1,454.9	851.5	▲ 9.5	0.0	0.0	41,638	1,388	0.0	▲ 8.9	855.5	861.0	100.6	8.9	
13	銀山	233.4	55.0	0.0	0.0	0.0	2,690	90	0.0	0.0	55.0	55.0	100.0	0.0	
14	猪淵	395.3	129.7	▲ 24.6	0.0	0.0	6,342	211	66.4	24.6	152.5	154.3	101.2	41.8	
15	肝川	890.2	471.6	▲ 23.6	0.0	0.0	23,061	769	0.0	0.0	521.3	495.2	95.0	0.0	
16	差組	462.5	214.3	▲ 8.6	0.0	0.0	10,479	349	0.0	0.0	235.4	222.9	94.7	0.0	
17	万善	945.0	115.4	▲ 27.4	0.0	0.0	5,643	188	44.9	0.0	179.4	142.8	79.6	44.9	
18	槻並	3,752.9	1,814.2	28.6	0.0	0.0	88,714	2,957	189.5	▲ 41.7	1,799.6	1,785.6	99.2	231.2	
19	木津上	1,342.1	497.7	9.2	0.0	0.0	24,338	811	59.5	10.8	480.7	488.5	101.6	48.7	
20	木津	582.0	400.1	10.9	0.0	0.0	19,565	652	0.0	0.0	368.1	389.2	105.7	0.0	
21	木間生	547.7	271.4	▲ 4.4	0.0	0.0	13,271	442	0.0	0.0	282.1	275.8	97.8	0.0	
22	朽原	1,095.0	452.9	0.0	0.0	0.0	22,147	738	0.0	0.0	480.2	452.9	94.3	0.0	
23	林田	711.6	128.4	0.0	0.0	0.0	6,279	209	0.0	0.0	111.2	128.4	115.5	0.0	
24	笹尾	1,617.1	687.3	▲ 142.3	0.0	0.0	33,609	1,120	573.8	145.3	843.6	829.6	98.3	428.5	
25	清水	864.3	386.1	3.1	0.0	0.0	18,880	629	26.6	0.0	384.4	383.0	99.6	26.6	
26	清水東	933.6	601.1	0.0	0.0	0.0	29,394	980	40.1	0.0	621.6	601.1	96.7	40.1	
27	仁頂寺	331.6	144.7	8.0	0.0	0.0	7,076	236	0.0	0.0	137.3	136.7	99.6	0.0	
28	島	490.4	233.1	0.0	0.0	0.0	11,399	380	15.0	0.0	234.8	233.1	99.3	15.0	
29	鎌倉	930.3	540.1	24.8	0.0	0.0	26,411	880	21.2	▲ 21.2	557.0	515.3	92.5	42.4	
30	杉生	1,303.2	599.0	0.0	0.0	0.0	29,291	976	0.0	0.0	599.8	599.0	99.9	0.0	
31	西畑	893.1	481.7	21.3	0.0	0.0	23,555	785	204.5	▲ 1.4	455.1	460.4	101.2	205.9	
32	柏原	2,664.4	1,080.3	58.4	0.0	0.0	52,827	1,761	153.1	▲ 10.0	1,194.3	1,021.9	85.6	163.1	
33	農会外	2,215.0	697.2	0.0	0.0	0.0	34,093	1,136	52.8	0.0	596.3	697.2	116.9	52.8	
	合計	37,345.7	17,196.0	▲ 2.3	9.5	0.0	840,884	28,027	1,844.1	118.0	17,607.4	17,198.3	97.7%	1,726.1	

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス
※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

【別紙】

令和4年産市町別主食用米の生産目安 (全体数量及び面積換算値)

兵庫県における主食用米の生産目安
(同面積換算値)

150,000 玄米トン
29,940 ha

市町名	令和4年産市町別主食用米の生産目安		(参考) 令和3年産 生産目安面積 との比較 ha	市町名	令和4年産市町別主食用米の生産目安		(参考) 令和3年産 生産目安面積 との比較 ha
	玄米トン	面積換算値 ha			玄米トン	面積換算値 ha	
神戸市	9,656	1,886	△4	姫路市	9,098	1,794	△18
尼崎市	169	35	△3	神河町	1,584	336	△4
西宮市	281	59	△5	市川町	1,984	405	△13
芦屋市	4	1	0	福崎町	1,655	325	0
伊丹市	178	36	△2	相生市	859	168	△19
宝塚市	803	163	△4	赤穂市	1,968	382	△14
川西市	213	43	△2	上郡町	1,998	396	0
三田市	4,322	852	0	佐用町	3,391	689	△2
猪名川町	847	173	0	たつの市	6,269	1,201	△33
明石市	1,463	283	△7	宍粟市	4,286	893	△17
加古川市	5,481	1,038	△4	太子町	934	180	△3
高砂市	527	103	0	豊岡市	12,976	2,559	10
稲美町	4,076	779	0	香美町	2,306	478	△10
播磨町	100	20	0	新温泉町	2,457	502	0
西脇市	1,408	287	△2	養父市	3,269	663	△11
三木市	3,201	660	113	朝来市	4,527	905	0
小野市	4,806	931	32	丹波篠山市	10,741	2,153	△4
加西市	8,020	1,554	△4	丹波市	13,198	2,750	△14
加東市	3,618	721	55	洲本市	3,798	749	△13
多可町	2,215	473	40	南あわじ市	7,333	1,452	△39
				淡路市	4,480	892	△8

※端数処理しているため、各市町の数値の合計と県全体数値は一致しません。

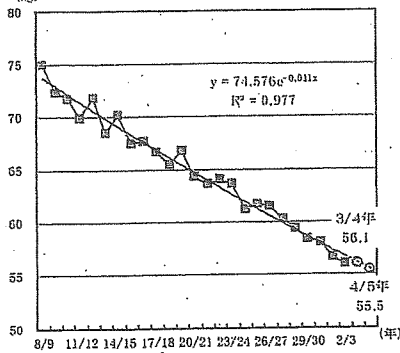
令和4年産主食用米の生産目安 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

1 全国の米の需要動向(令和3年11月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

平成20年をピークに人口が減少局面に入ったことを踏まえ、より実情に即した需要見通しを算出する観点から、平成30年産から1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて算出される。

将来の1人当たり消費量の推計



将来の1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	3/4年	4/5年
1人当たり消費量(推計値) ①	56.1kg	55.5kg
	3年	4年
人口(推計値) ②	125,120千人	124,593千人
	3/4年	4/5年
需要見通し ①×②	702.1万トン	691.5万トン

2 全国の令和4/5年の需給見通し(令和3年11月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

令和4年産主食用米等生産量は、令和4/5年主食用米等需要量見通し(692万トン)に対し、令和5年6月末民間在庫量が200万トンを超えない水準となるよう、675万トンに設定された。これは令和3年産主食用米等生産量実績(701万トン)を26万トン下回る値である。

(単位：万トン)

令和4/5年	令和4年6月末民間在庫量	E	213 ~ 217	---> 198~202 [※]
	令和4年産主食用米等生産量	F	675	
	令和4/5年主食用米等供給量計	G = E + F	888 ~ 892	---> 873~877 [※]
	令和4/5年主食用米等需要量	H	692	
	令和5年6月末民間在庫量	I = G - H	196 ~ 200	---> 181~185 [※]

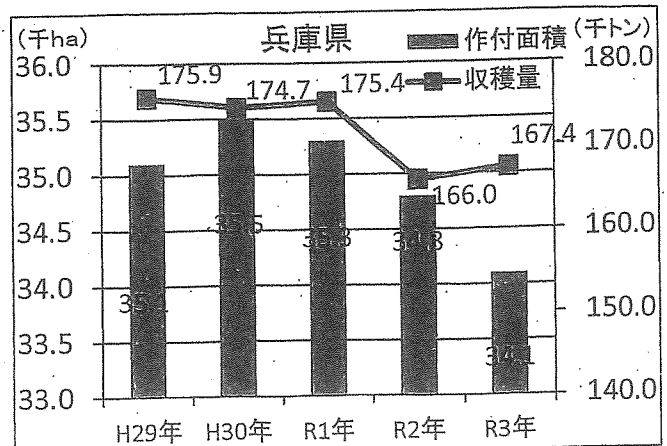
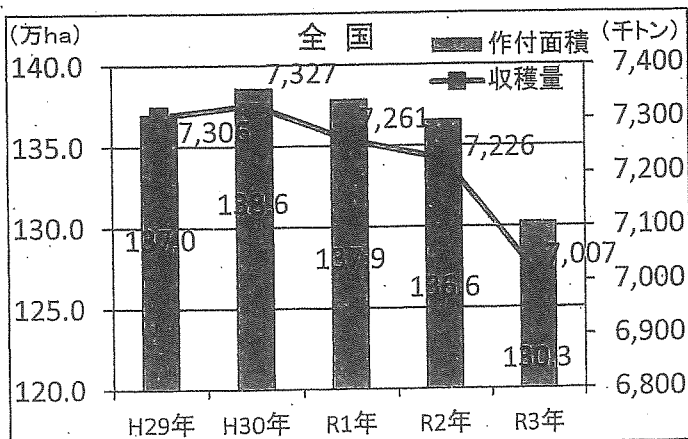
※令和2年産米の15万トンについてコロナ影響緩和と特別対策(特別枠)に取り組む場合の見通し

3 令和3年産の水稲(主食用米)の作付状況の推移(全国と兵庫県の比較)

全国では、面積が昨年より減少。10aあたり予想収穫量は8月の低温・日照不足の影響後、9月中旬以降概ね天候に恵まれ昨年比増であったが、収穫量は面積減少の影響が大きく昨年より減少した。

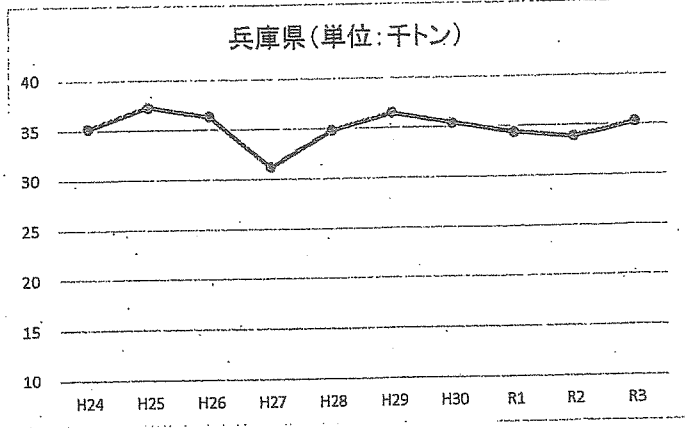
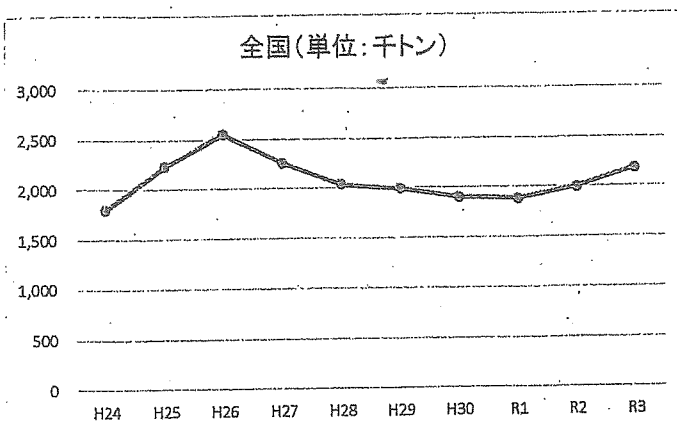
兵庫県では、面積が昨年より減少。10aあたり収穫量は全国と同様の気象による影響の他、トビイロウンカによる被害が昨年よりも少なく、昨年比増となり、収穫量は昨年より増加した。

【出典：令和3年産水陸稲の収穫量(令和3年12月8日公表)より】



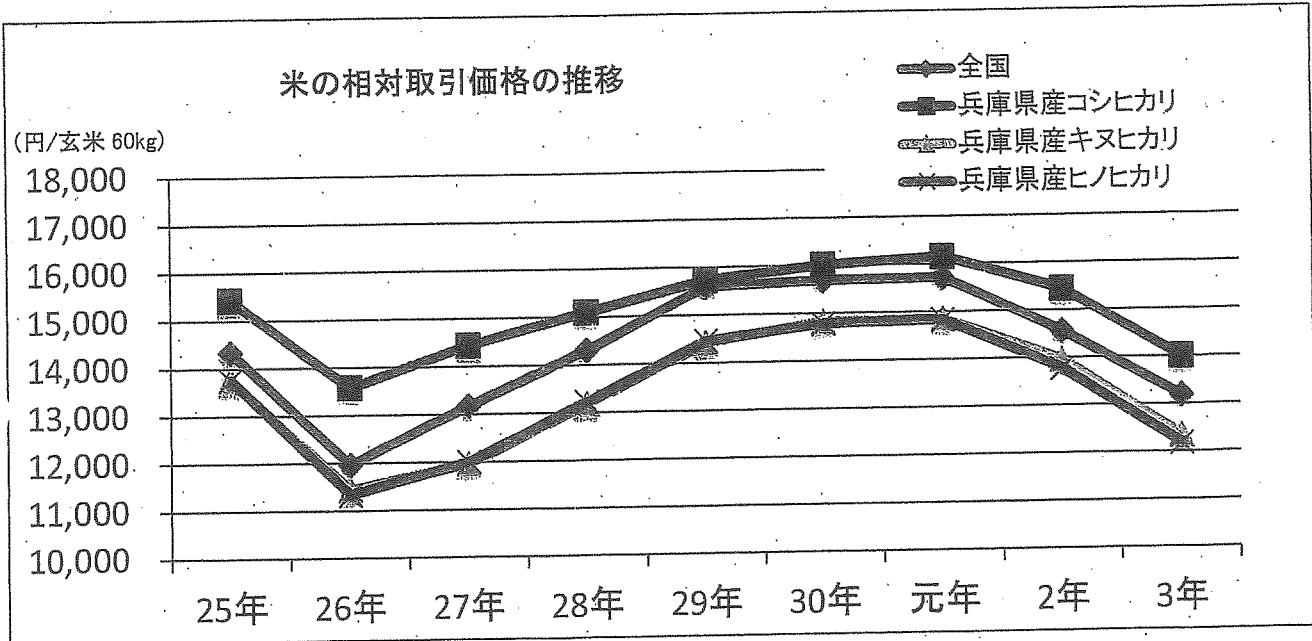
4 米の6月末在庫状況(令和3年11月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

全国段階では、近年は横ばい傾向だったが、R3年6月末時点ではR2年6月末時点に続き微増、国が安定供給を確保できる水準とする200万トンを上回っている。
兵庫県でも、R3年6月末時点は昨年比増で推移している。



米の価格動向(全銘柄平均と県産米との出荷業者と卸売業者との間での相対取引価格の比較)

平成26年産以降、米価は上昇傾向だったが、令和3年産については全国・兵庫県ともに、令和2年産に続き下落している。



※ 3年産の価格は、出回り～3年10月の平均価格。

【出典:米に関するマンスリーレポート11月号(農林水産省作成・公表)】

◇ 兵庫県農業活性化協議会では、令和4年産米の作付判断の参考としていただけるよう、主食用米の生産目安と併せて、米の生産をめぐる国や県の情報を提供しております。地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等と早めにご相談いただき、売り先・行き先を確保した米の生産に取り組んでいただきますようお願いいたします。

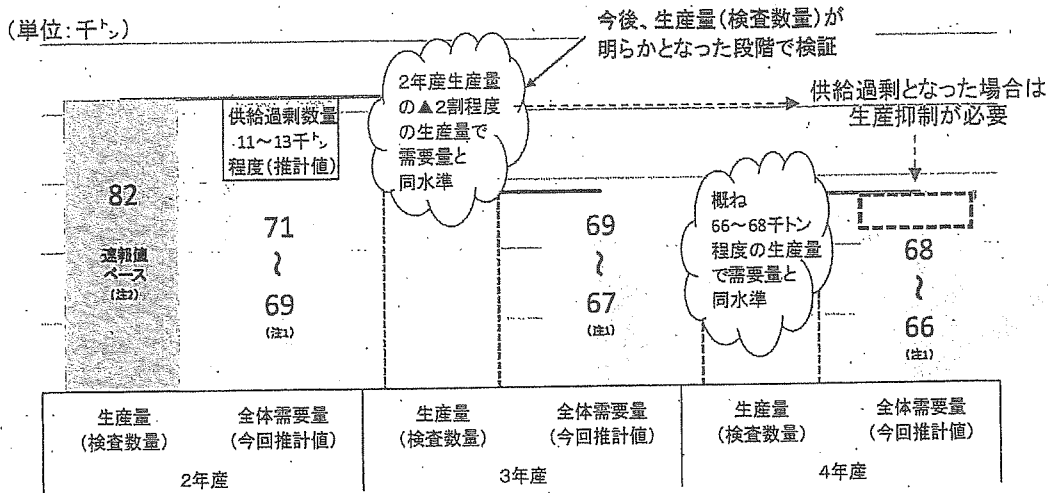
令和4年産酒造好適米 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

1 全国の酒造好適米の需給見通し(酒造好適米等の需要量調査結果(令和3年9月)より)

令和2年産については、全体需要量と生産量を比較すると、+11~13千ト程度供給過剰となっておりと推計され、令和3年産全体需要量は、令和2年産の全体需要量から▲2千トとなっている。
 令和4年産については、生産量を全体需要量と同水準とするためには、66~68千ト程度の生産量に生産抑制する必要がある。また、令和3年産において供給過剰となった場合には、さらに生産抑制が必要となる。

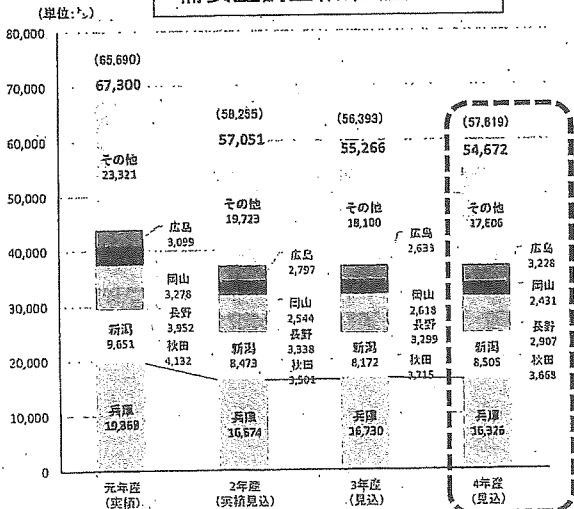
酒造好適米の全体需給状況の見通し(推計)



2 産地別の需要量調査結果(酒造好適米等の需要量調査結果(令和3年9月)より)

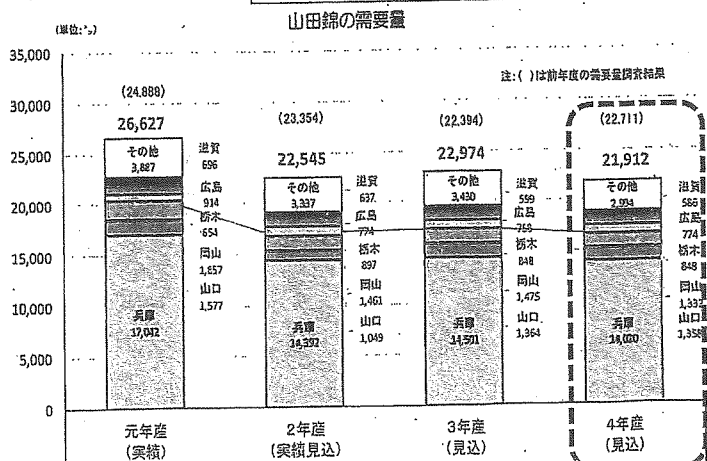
令和4年産の兵庫県産酒造好適米の需要量(見込)は、前年産よりやや減少している。
 兵庫県産山田錦の需要量についても、前年からやや減少すると見込まれる。

需要量調査結果(産地別)



注:()は前年度の需要量調査結果

山田錦の需要量



注:()は前年度の需要量調査結果

【その他参考情報】

○ 令和2年産酒造好適米の主要銘柄の生産状況(日本酒をめぐる状況(令和3年9月)より)

令和2年産の全国の酒造好適米の生産量は約82千トンで、そのうち、兵庫、新潟、長野、秋田、岡山の5県で55%を占めている。

酒造好適米の中でも、特に「山田錦」は、全国の酒造メーカーからのニーズが多く、兵庫県は生産量の60%を占めている。

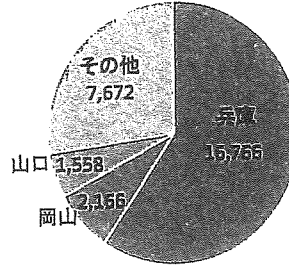
酒造好適米の産地別生産量の推移

(単位:トン)

【山田錦】

(単位:トン)

	平成	29年産	30年産	令和	2年産	シェア
	28年産					
全国計	106,618	102,400	95,856	96,454	82,140	100%
兵庫	28,217	28,377	25,606	25,766	20,110	24%
新潟	15,302	12,316	12,404	12,000	11,170	14%
長野	6,497	6,294	5,786	5,962	4,981	6%
秋田	5,112	4,821	4,637	5,010	4,613	6%
岡山	5,690	6,283	5,251	5,704	4,028	5%
その他	45,800	44,310	42,172	42,012	37,239	45%



	2年産	シェア
兵庫	15,766	60%
岡山	2,166	8%
山口	1,558	6%
その他	7,672	27%

資料:「農産物検査結果」(農林水産省)

注:2年産は、令和3年3月31日現在の速報値。

○ 日本酒の状況(米に関するマンスリーレポート(令和3年11月)、日本酒をめぐる状況(令和3年9月)より)

日本酒の国内出荷量は、ピーク時(昭和48年)には170万klを超えていたが、他のアルコール類との競合等により、近年は50万klを下回る水準まで減少しており、令和2年以降については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、大幅に減少している。

輸出量については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、令和2年8月までは大幅に減少。9月以降回復したものの、年間トータルでは減少した。一方、輸出金額については、平均輸出単価の高い香港、中国を中心に、令和2年9月以降輸出が急速に回復し、昨年よりも増加している。

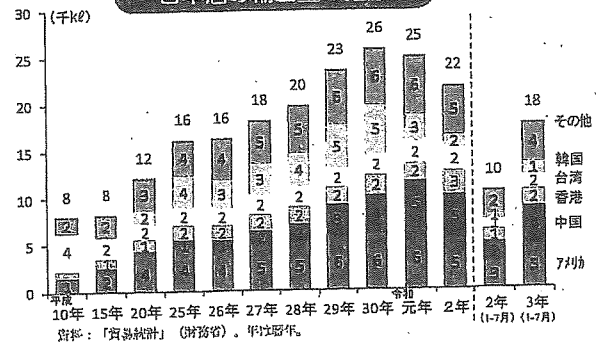
日本酒の国内出荷量の推移

(千kl)

	10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	3年
												(1-9月)	(1-7月)
日本酒国内出荷量	1,133	871	659	580	566	555	540	533	495	467	419	228	96%
特定名称酒	291	221	174	164	167	173	178	179	171	165	142	75	95%
吟醸酒	34	30	20	21	24	25	24	24	23	22	20	10	100%
純米吟醸酒	25	26	24	29	32	37	42	45	45	45	40	23	102%
純米酒	62	54	57	58	59	62	65	67	64	62	55	29	94%
本醸造酒	169	111	73	56	52	49	46	43	38	35	27	12	84%
一般酒	842	650	485	416	399	382	362	353	324	302	276	153	96%

資料:日本酒造組合中央会調べ、年は暦年。令和3年産は概算値。
注1:清酒は、一般酒のほか、原料米及び製造方法などの諸条件(原料、精米歩留)により、吟醸酒、純米酒等8種類に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。一般酒は日本酒国内出荷量から特定名称酒の数量を差し引いて算出。
2:国内出荷量には輸出量は含まれていない。

日本酒の輸出量の推移



◇ 兵庫県農業活性化協議会では、令和3年産酒造好適米の作付判断の参考としていただけるよう、国の需要量調査の結果等を基に、参考情報を提供しております。

なお、酒造好適米の生産については、酒造メーカーとの全量契約栽培が基本となりますので、地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等に早めに需要の動向をご確認いただき、売り先・行き先を確保したうえで取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和4年産の業務用米・加工用米等の契約栽培等出荷相談先リスト

【令和3年12月9日現在】

用途	取扱業者	取扱地域	対象品種	各種取引条件				相談先・連絡先 (電話、メールアドレス)	契約相談 期間
				生産条件 等	価格条件 等	その他 取引条件等	最低取扱 数量		
加工用米	但馬米穀 (株)	県北	特になし		別途相談		5t以上	0796-22-2131 t.kuroda@tanbei.co.jp	2月末
業務用米	但馬米穀 (株)	県北	特になし		別途相談		5t以上	0796-22-2131 t.kuroda@tanbei.co.jp	2月末
加工用米	株式会社 兵庫大地の 会	全域	要相談	指定なし	別途相談	別途相談	別途相談	株式会社兵庫大地の会 TEL:079-335-1467 FAX:079-280-1345	随時
業務用米	(株)フジタ 精米人	全域	ハイブリッド とうごう3号	指定なし	別途相談	別途相談	なし	(株)フジタ精米人 TEL:0794-66-7321 メール:info@seimind.com	随時
加工用米	(株)フジタ 精米人	全域	中生新千本	指定なし	別途相談	別途相談	約1ha以上	(株)フジタ精米人 TEL:0794-66-7321 メール:info@seimind.com	令和4年 5月末ま で
全般	藤本糧穀 株式会社	全域	うるち、酒 全般	要相談	要相談	要相談	要相談	藤本糧穀(株)藤本 TEL:0795-22-7031	平日9:00 ~17:00 (年間)

※1 上記リストは、令和4年産米についての内容です。

※2 当リストに掲載されている内容については、令和3年12月9日現在で取扱業者から提供いただいた情報に基づき記載しております。具体的な取引条件等につきましては、双方で調整・決定いただくこととなりますので、その旨ご理解願います。

※3 取引の内容や結果に関し、当協議会はその責任を負いませんので、ご留意ください。

農業者への支援制度

経営所得安定対策等 (令和3年度)

(1) 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を国から直接交付される。

<1. 戦略作物助成>

● 交付金額（全国一律）

対象作物	交付金額
麦、大豆（黒大豆含む）、飼料作物 ※1	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
米粉用米、飼料用米	収量に応じて、 55,000円～105,000円/10a

※1 飼料用とうもろこしを含む

<2. 産地交付金（県）>（国段階設定）

● 交付金額

対象作物	取組内容	交付金額
飼料用米・米粉用米	複数年契約への取組 ※3年以上の契約	12,000円/10a以内
そば、なたね	作付の取組 【基幹作のみ】	20,000円/10a以内
新市場開拓用米	作付の取組 【基幹作のみ】	20,000円/10a以内

上記のほか、以下の取組について、転換作物拡大計画に基づき交付。

① 転換作物拡大加算（15,000円/10a）

主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

② 高収益作物拡大加算 (35,000円/10a)

主食用米が減少し、黒大豆、推奨作物(黒枝豆、アスパラガス、未成熟とうもろこし、自然薯)等の高収益作物の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

<3. 産地交付金(県)> (県段階設定)

「加工用米」、「飼料用米」、「新市場開拓用米」、「野菜」の生産性向上等に向けた取組に対して支援。「野菜」については、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者への支援。

● 交付金額

対象作物	対象者	交付金額
野菜(施設)	農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者	18,000円/10a以内
野菜(露地)	農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者	6,000円/10a以内
加工用米 (低コスト・高品質化)	加工用米を生産する農業者等 ※以下の取組を1つ以上行っている者に限る ①種子更新を行っている、②県内の加工業者と契約を締結している、③加工用米の作付面積が1.0ha以上(特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2)④兵庫県認証食品の認証を受けている	10,000円/10a以内
加工用米 (複数年契約)	加工用米を生産する農業者等 ※3年以上の複数年契約を行ったものに限る	12,000円/10a以内
飼料用米 (生産性向上・担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者	8,000円/10a以内
飼料用米 (多収品種導入支援)	認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者	4,000円/10a以内
新市場開拓用米 (担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者	5,000円/10a以内

【交付要件】・・・販売農家であること。

※出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるものが必要



<4. 産地交付金> 町設定

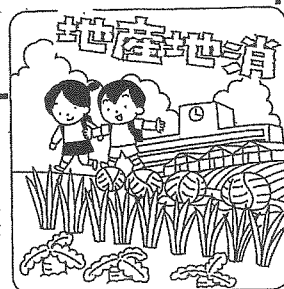
猪名川町地域農業再生協議会において、地域の実情に即して、地域振興作物の生産に向けた取組を支援する。

※ 令和3年11月追加配分後

番号	メニュー	交付金額 (10aあたり)	内容 (対象作物等)
1	そば品質確保 加算	20,000円	そば ただし、営農活性化支援事業(次頁参照)に参加するものに限る。 ※3年連続で収穫が皆無だった農家は交付対象外とする。
2	ひょうご安心 ブランド加算	3,000円	ひょうご安心ブランドとして認定された水稲以外の作物。
3	推奨作物助成 (基幹)	23,000円	黒枝豆、未成熟とうもろこし、自然薯、アスパラガス
4	推奨作物助成 (二毛作)	25,000円	「黒枝豆(早生)とそば」又は「未成熟とうもろこしとそば」との組み合わせによる二毛作を行う場合に、黒枝豆(早生)又は未成熟とうもろこしの作付面積に応じて助成。
5	学校給食加算 (基幹)	15,000円	たまねぎ・はくさい・きゃべつ・だいこん・未成熟とうもろこし・食用かんしょ・食用ばれいしょ・きゅうり・なす・トマト・ねぎ・ブロッコリー ※JA兵庫六甲との事前出荷契約が必要
6	学校給食加算 (二毛作)	15,000円	「未成熟とうもろこしとそば」の組み合わせによる二毛作を行い、未成熟とうもろこしを学校給食へ出荷する場合、未成熟とうもろこしの作付面積に応じて助成。
7	基本助成 (一般)	12,000円	野菜、果樹など。永年性作物(果樹)について、3年以内に新植されているものに限る。 (令和元年度以降に植栽されたもの)。 ※推奨助成(4品目)を除く
8	高収益作物等 拡大加算 (追加配分)	35,000円以内	令和2年度と比較して主食用米の作付面積を減少させ、かつ、4推奨作物助成対象作物及び黒大豆の作付面積を拡大した場合のその面積に応じて配分。

【交付要件】・・・販売農家であること。

※出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるものが必要



【加算イメージ】

<p>★そば：10aあたり</p> <table border="1"> <tr> <td>町) 3,000円 (安ブラ)</td> </tr> <tr> <td>町) 20,000円 (そば加算)</td> </tr> <tr> <td>県) 20,000円</td> </tr> </table> <p>≪町) 営農活性化事業 刈取り面積10,000円≫</p>	町) 3,000円 (安ブラ)	町) 20,000円 (そば加算)	県) 20,000円	<p>★未成熟トウモロコシ： 10aあたり</p> <table border="1"> <tr> <td>町) 15,000円 (給食加算)</td> </tr> <tr> <td>町) 23,000円 (推奨助成)</td> </tr> </table>	町) 15,000円 (給食加算)	町) 23,000円 (推奨助成)
町) 3,000円 (安ブラ)						
町) 20,000円 (そば加算)						
県) 20,000円						
町) 15,000円 (給食加算)						
町) 23,000円 (推奨助成)						

(2) 経営所得安定対策

＜1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）＞

諸外国との生産条件の格差により不利益がある国産農産物（麦・大豆・そば等）について、標準的な「生産費」と「販売価格」の差額分に相当する額が直接交付される。

＜そば＞

- 交付金額・・・面積払 13,000円/10a (全国一律)
 ※数量払の先払いとして、当年産作付面積に應じて支払い。
 ※基準単収の2分の1に満たない場合は対象外。

数量払 11,690円/45kg (そば、2等の場合)
 ※規格外・未検査品については対象外。
 ※検査規格の等級区分が1等・2等のみ。

- 交付要件・・・認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ
 ※集落営農とは、①組織規約の作成、②共同販売経理、③農業法人化計画、④農地利用集積計画を要件としています。

＜2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）＞

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施される。

猪名川町営農活性化支援事業（そば助成）

猪名川町営農活性化支援事業の1つとして、“そばの栽培支援”を行っており、野帳に基づき“そば”を作付けした場合、実収獲（刈取）面積に應じて助成金を交付しています。

- 助成金額・・・基本助成 10,000円/10a
 団地化加算 10,000円/10a (1団地1ha以上の連坦田)
 (但し、1団の農用地の傾斜が20分の1以上の場合は、0.5ha以上の連坦田も対象とする。)

2. 令和3年度経営所得安定対策について

● 経営所得安定対策交付金交付申請状況（令和3年1月18日現在）

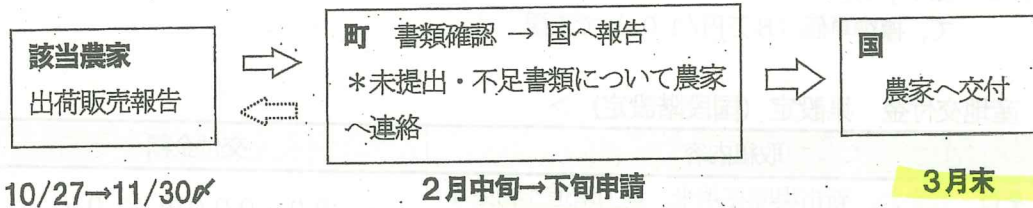
- ・ 水田活用の直接支払交付金 217件（前年同期 236件 ▲19件）
- ・ 畑作物の直接支払交付金 1件（前年同期 2件 ▲1件）

● 水田活用の直接支払交付金

出荷・販売の確認資料については、農家は5年間の保管が必要となっており、本町では交付要件の確認を行うために各農家の方々から提出してもらい、それらを町で一括して証拠書類として保管することとしています。

現在、該当農家へ出荷・販売の確認資料の提出について通知し、書類を整理しています。今後、提出された書類の確認を行い、不足や不備があった場合、該当農家へ連絡し、書類が整い次第、国へ報告をします。

事務の流れ（予定）



● 畑作物の直接支払交付金（数量払）

確定した出荷数量に応じて、交付金の交付を行います。すでに、生産年の作付面積に応じて営農継続支払の交付金が交付されているため、数量払の交付額は算出された額から営農継続支払交付額を差し引いた額が支払われます。

● 交付金支払時期

- ・ 水田活用の直接支払交付金 3月末支払い予定
- ・ 畑作物の直接支払交付金（数量払） 3月末支払い予定

令和4年度 経営所得安定対策等（国）について

(1) 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金が国から直接交付される。

< 1. 戦略作物助成 >

対象作物	交付金額
麦、大豆（黒大豆含む）、飼料作物※1	35,000円/10a※2
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
米粉用米、飼料用米	収量に応じて、 55,000円～105,000円/10a※3

※交付要件・・・販売農家、集落営農（出荷契約書など販売を確認できるものが必要）

※1 飼料用とうもろこしを含む

※2 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※3 標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

< 2. 産地交付金 県設定（国段階設定） >

取組内容	交付金額
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物※4の作付（基幹作のみ）	20,000円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	10,000円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和2年・3年からの継続分のみ）	6,000円/10a

※4 有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

< 3. 水田農業高収益化推進助成 >

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。

① 高収益作物定着促進支援

高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。

交付単価：20,000円/10a×5年間 ※5年目まで交付

※加工・業務用野菜等の場合は30,000円/10a

①と②はセット。
畑地化が要件

② 高収益作物畑地化支援 ※初年度のみ交付（令和5年度までの時限単価）

高収益作物による畑地化の取組を支援。

交付単価：175,000円/10a

※その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円

③ 子実用とうもろこし支援

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

交付単価：10,000円/10a

< 4. 都道府県連携型助成 >

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5,000円/10a）で国が追加的に支援。

< 5. 水田リノベーション助成 >

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援。

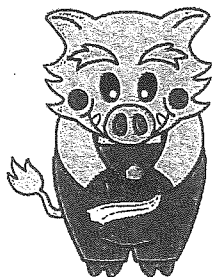
(2) 経営所得安定対策

< 畑作物の直接支払交付金 >

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、標準的な生産費と販売価格の差額に相当する交付金が国から直接交付される。

事業	交付金額	要件等
そば (面積払)	13,000円 / 10a	【対象面積】 当年産作付面積に応じて算定。 【備考】 数量払に先立って支払う
そば (数量払)	13,800円 / 45kg (1等) 11,690円 / 45kg (2等)	【算定方法】 販売数量に応じて算定 (面積払の金額を差し引いた額) 【備考】 品質の良いものを多く収穫すれば、その分が更に加算される。規格外・未検査品については対象外。検査規格の等級区分が1等・2等のみ。

※交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者



令和4年度より、今後5年間(令和4年～令和8年度まで)で一度も水張(水稲作付)が行われない農地は、令和9年度以降は交付対象水田となりませんので、何卒ご了承くださいませようお願いします。

令和4年度 農会長連絡票について

新年度の役員については、年度当初に自治会長を通じて町地域交流課へ報告頂くところではありますが、農業環境課において新年度の事務を円滑に進めるために、お手数ではございますが新年度の農会長がお決まりになりましたら、下記の農会長連絡票を同封しておりますので報告をお願い致します。(FAX可)

○提出先

町役場農業環境課 (FAX可)

○提出期日

令和4年3月31日(木) ※決まり次第、ご報告をお願いいたします。

<参考>

FAX 072-766-7725 農業環境課 農政担当 宛て

令和4年度 農会長連絡票

令和4年 月 日

農会名 _____

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

携帯電話番号 _____

電子メールアドレス _____

※日中、連絡がつく電話番号の記載をお願いいたします。

新年度の役員については、年度当初に自治会長を通じて町地域交流課へ報告頂くところではありますが、農業環境課において新年度の事務を円滑に進めるために、お手数ではございますが新年度の農会長がお決まりになりましたら報告をお願い致します。(FAX可)

令和4年度 農会長連絡票

令和4年 月 日

農会名 _____

フリガナ
氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

携帯電話番号 _____

電子メールアドレス _____

※早急に連絡する必要がある案件については、
電子メールによる送信を検討していますので、
メールアドレスをお持ちの方はご記入願います。

新年度の役員については、年度当初に自治会長を通じて町地域交流課へ報告頂く
ところではありますが、農業環境課において新年度の事務を円滑に進めるために、
お手数ではございますが新年度の農会長がお決まりになりましたら報告をお願い
致します。(FAX可)

農 会 各 種 手 当 の 支 払 に つ い て

次のとおり支払を予定しています。

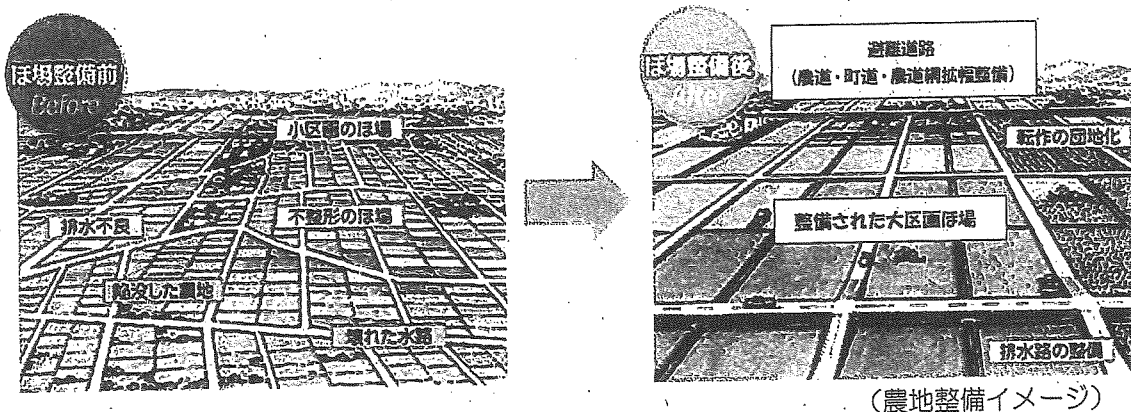
- 令和3年度 共済連絡員賃金 3月末頃 振込み予定
- 令和3年度 農会長報償金 4月末頃 振込み予定
※農会長会補助金からの支払いとなります
- 令和3年度 建物共済加入奨励金 4月末頃 振込み予定
※加入者の確定後となります
- 令和3年度 農業共済損害評価員手当 3月末頃 振込み予定

農地所有者・耕作者の負担金なしで ほ場整備ができます

猪名川町農業環境課

1 ほ場整備とは

農地の区画を整形・拡大したり、水路や農道を新設・改修することでその時代の農業形態にあったものに整備し、収益性を向上させることです。



2 ほ場整備の必要性について

高齢化や後継者不足により農業者は減っており、今後農地の維持管理が難しくなることが予想されます。猪名川町では毎年数名程度の新規就農者がありますが「ほ場整備済で利便性がよい農地」や「人・農地プラン作成済の地区」に参入する傾向があります。担い手を受入れ、農地を未来へ繋いでいくためには、現代の農業形態にあったほ場整備をする必要があると考えられます。

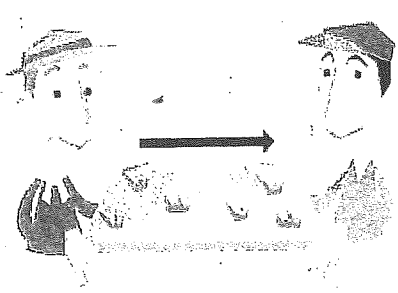
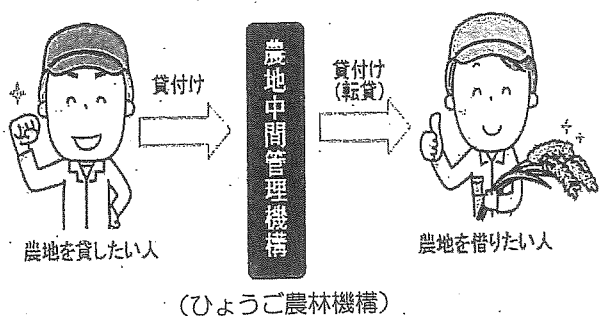
3 農地中間管理機構関連農地整備について

従来のほ場整備では必要となっていた工事費・委託費の地元負担がなくなる事業です。 下記①～⑤をクリアすることが要件ですが、ほ場整備事業のなかで、一番要件が厳しいものとなっています。

- ① 事業対象地面積5ha以上(1団地が0.5ha以上)であること
- ② 事業対象地のすべてを農地中間管理機構に貸付けること
- ③ 農地中間管理機構への貸付期間が15年以上であること
- ④ 事業対象地の8割以上を担い手(認定農業者)に集めること
- ⑤ 事業対象地の収益性を20%以上向上させる

4 農地中間管理事業について

平成26年度に制度開始した農地を貸借りする手法の1つです。

内容	【従来】	【農地中間管理事業】
		相対契約による農地の貸し借り
イメージ		
方法	農地法3条 基盤強化法による利用権設定（農業委員会）	農地中間管理事業の推進に関する法律による利用権設定 （地権者→機構）利用権設定（農業委員会） （耕作者→機構）農地利用配分計画の認定

〔メリット〕

- ・ 耕作者が耕作できなくなった場合、地権者が新たな耕作者を探す必要がない
- ・ 耕作者は長期間農地を借りられるため安定的な営農計画がたてられる
- ・ 耕作者は地権者と交渉しなくても農地の集積・集約化が図ることができる

〔デメリット〕

- ・ 貸付期間は10年以上（途中で解約することもできます）
- ・ 農業振興地域外の農地は、自ら借り手を探す必要がある
- ・ 地権者の意向で耕作者を選ぶことができない

5 ほ場整備のスケジュールについて

一般的には、事業採択に概ね5年・工事完成に概ね5年 合計概ね10年程度かかるようです。

	地元	町	国・県
1年目	話し合い (方向性の決定)	会議への参加	会議への参加(県)
2年目	人・農地プランの作成 農地中間管理事業の活用	現況地形図の作成	会議への参加(県)
3年目	整備・営農計画の作成 集約化計画の作成	調査設計 集約化事業	会議への参加(県)
4年目	人・農地プランの更新	県と事前協議	事前協議(県)
5年目	土地改良区設立開始	採択申請	事業評価(県) 事業内容協議(国)
6~ 10年目	土地改良区を設立	換地完了	詳細設計 工事開始

6 事業を進めるには…

◎ ぼ場整備について方向性の決定

- 地権者耕作者の意向確認
 - i) 耕作状況の確認（自作 or 代作）
 - ii) 営農継続への意向確認（継続の有無、規模、後継者の有無）
 - iii) 農地中間管理事業活用への賛否
 - iv) ぼ場整備の賛否

◎ 人・農地プランの作成

- 5～10年先を見据えた未来の設計図、人・農地プランを作成

7 ぼ場整備の注意事項

- ※ 地元負担がいないのは詳細設計・工事費のみ
（換地に伴う清算金等は負担あり）
- ※ 土地改良区の設立が必要になる場合があります。

～ 猪名川町独自支援事業 農家の皆さんを応援します！ ～

猪名川町農業用施設改修事業補助金(案)

<補助金の概要>

農業用施設の修繕箇所が増加、老朽化対策として地元施工による農業用施設の改修・更新費用の一部を補助する事業を新たに創設する予定です。

<補助額>

工事費用の1/2以内(1,000円未満切捨て)
(10万円以上の工事が対象で、補助金の上限は100万円まで)

※町の予算の範囲内での交付となりますので、要望箇所が多数の場合、緊急性の高い施設から順に補助対象といたしますのでご了承ください。

<補助対象者>

農業用施設管理者又は受益者の代表者(受益2戸以上)
(1年に1回のみ申請可能)

<補助対象施設>

農業用排水路、農業用道路、井堰、ため池等の土地改良施設

<事業開始予定>

令和4年4月1日～



※議会承認前ですので変更になる場合があります。

農業委員等改選にかかる選定委員会結果

【農業委員】

番号	氏名	推薦	応募	地区
1	西浦 幸男	○		原、内馬場、柏梨田、上野
2	仲井 常雄	○		民田、上阿古谷
3	枅川 隆雄	○		下阿古谷、紫合
4	村山 徳宏	○		北田原、南田原、北野
5	田家 真治	○		広根、銀山、猪淵、肝川、差組
6	井木 等	○		万善、木津上、木津、木間生
7	飯田 勝美	○		槻並
8	吉中 文隆	○		朽原、林田、笹尾
9	末松 俊也	○		清水、清水東、島
10	福井 博一	○		仁頂寺、鎌倉、杉生
11	和田 秀盛	○		西畑、柏原
12	仲 邦子		○	町全域
13	中尾 壽雄		○	町全域
14	清水 智之		○	町全域

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	推薦	応募	地区
1	川端 悟	○		南部
2	富永 剛志		○	南部
3	平尾 伊和男	○		北部
4	吉村 範行	○		北部

令和3年度 鳥獣被害アンケートの記載について（依頼）

寒冷の候、貴台におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、町農政の推進につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年ご協力いただいております、「①兵庫県森林動物研究センターの鳥獣害アンケート」及び「②町独自の鳥獣被害アンケート」を送付いたしますので、お忙しいところお手数をお掛けいたしますが、別紙の様式（2種類）にて回答を宜しく願いいたします。

また、町が実施するアンケートにつきましては、回覧にて農会内の農家のみなさまに記載いただきますようお願いいたします。

なお、記載方法等でご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

1 回答期日 令和4年2月25日（金）まで（町役場までご提出願います）

2 送付資料

【共通】

- ・令和3年度 鳥獣害アンケート記載説明資料

【①兵庫県森林動物研究センター】

- ・令和3年度 鳥獣害アンケート（A3両面：1枚）
- ・令和3年度 鳥獣害アンケート記載例（A4両面）
- ・中型動物の見分け方
- ・兵庫県鳥獣害アンケート結果報告（令和2年度分）
- ※ このアンケート記載は農会長のみとなります。

【②猪名川町】

- ・令和3年度 鳥獣被害調査アンケート（A4：回覧数分）
- ・令和3年度 鳥獣被害調査アンケート記載例（A4）
- ※ このアンケートは農会の皆様に回覧いただき、該当者にて記載願います。

3 提出物

- ・令和3年度 鳥獣害アンケート（A3両面）・・・【①兵庫県森林動物研究センター】
- ・令和3年度 鳥獣被害調査アンケート（A4）・・・【②猪名川町】

<問い合わせ>

猪名川町役場 地域振興部 農業環境課

担当：森田、小山

TEL：072-766-8709 FAX：072-766-7725

令和3年度 鳥獣害アンケート記載説明資料

① 【兵庫県森林動物研究センター】 令和3年度 鳥獣害アンケート調査 (A3両面)

- 令和3年1月 ~ 令和3年12月 の野生鳥獣による被害状況や生息動向、地区での防除の状況について、記入例を参考に記載してください。
- アンケートにある「品目ごとの農業被害」は、本来の生産量に対する被害割合とありますが、わかりにくければ被害面積の割合と捉えていただいても構いません。
- 記載については、聞き取りのうえ記載していただけるとありがたいですが、できない場合は、農会長の主観でご記入ください。
- 用紙は機械で自動読み取りします。以下の点にご注意ください。
※調査用紙は汚さないでください。また、二つ折以外の場所で、折り目は付けなくてください。
※記入は黒色の鉛筆またはペンで、濃くはっきりと書いてください。枠からはみださないように記載ください。裏写りするマジックは使用しないでください。
※消しゴムを使う場合は、消し跡が残らないようにきれいに消してください。修正液による修正は、枠線を消さないようにお願いします。

② 【猪名川町】 令和3年度 鳥獣被害調査アンケート (A4)

- 町独自に町内の鳥獣害による農作物被害を算定するために、①被害動物、②被害作物、③被害面積 を記載していただきます。
- 令和3年1月 ~ 令和3年12月 の野生鳥獣による被害状況について、記載してください。
- 被害動物について、具体的な動物がわからない場合は、一番可能性が高いと思われる動物を書いてください。
- 被害動物や被害作物が多い場合は、複数行を使って書いてください。
- 被害面積はおおよそで結構です。単位は「㎡」、「a (アール)」、「反・畝」のいずれを使っても構いません。ただし、単位は必ず書くようにしてください。

●記載方法について、不明な点がございましたら、町役場農業環境課までお問い合わせください。